

## 蘇遙会学生部規則の制定について

### 制定の主旨

平成27年10月9日に蘇遙会会則の改正が行われた。

それに伴い、蘇遙会学生部に関して明確な規則等が未だ制定されていないため、蘇遙会会則第6条3に則り、今般、蘇遙会学生部規則を作成するに至った。

蘇遙会学生部規則を起案するにあたり、以下に学生部の設立の趣旨、目的に関して明記することとした。

### 設立の趣旨と目的

蘇遙会にあっては、在学生、現教職員、ならびに出身者の相互の親睦を図ることを目的とし、またその発展を促すための諸活動を行う。

蘇遙会学生部は、蘇遙会が学生への支援の下で、熊本大学工業会の各支部、各部会に所属する土木系出身者との連携を講じる等して、学生自らが主体となって、教室の発展や活性化、ならびに卒業後の進路決定に関しても有益な機会を作る。

また、レクリエーション活動や自主研修を通して学年を問わず学生同士のつながりを深めること、土木系学科に所属しているという一体感を生み出すことで同じ教室であるという意識を高めることができる事業を行う。さらに、出前講義などの卒業生とともに事業を行うことで学生内だけでなく、出身者とのつながりを生み出し相互の良好な関係を継続する役割を担う。

以上の理由より、蘇遙会学生部は現在の自治組織の形として存在するのではなく蘇遙会の組織の一部として定義することで今後の活動をより充実させることが必要である。

## 蘇遙会学生部規則(案)

起案 平成28年3月30日  
蘇遙会学生部

(趣旨)

第1条 この規則は、蘇遙会学生部(以下、「学生部」という)の活動に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学生部は、熊本大学工学部土木系学科(以下、「教室」という)内に置く。

(目的)

第3条 学生部は、蘇遙会学生会員が主体となり、学生会員相互の親睦を図り、教室と会員の発展に資することを目的とする。

(会員)

第4条 学生部は、蘇遙会学生会員で構成する。

(役員)

第5条 学生部には、原則として次の役員を置く。

- |     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | 部長  | 1名  |
| (2) | 副部長 | 1名  |
| (3) | 会計  | 1名  |
| (4) | 幹事  | 若干名 |

2 部長は、学生部を総理し代表する。

3 副部長は、部長を助けて、部長に事故があるときは副部長がその務めを代行する。

4 各役員は、学生会員の中から選定する。

(運営)

第6条 役員は、目的の達成のため、会員相互の意思疎通と連携、融和を図る。

2 幹事は、部長、副部長並びに会計と共に幹事会を組織して、次の事項を審議し執行する。

- |     |                |
|-----|----------------|
| (1) | 活動費の予算並びに決算    |
| (2) | 活動計画の策定        |
| (3) | 諸規定の制定並びに改廃    |
| (4) | 学生部規則の変更       |
| (5) | 次期学生部役員を選定     |
| (6) | その他学生会員の附議した事項 |

3 幹事長は、学生部の部長とし、必要に応じて幹事会を招集する。

4 学生部幹事会での決議は、学生部の総意として扱うものとする。

(会計)

第7条 本会の運営に必要な活動費については当年度の最初に開催される蘇遙会運営委員会にて活動計画並びに予算を提案し、蘇遙会会長に請求する。

2 学生部の会計は、財産管理及び財務を担当する。

3 学生部の会計は、当年度の決算処理を行い、次年度の最初に開催される蘇遙会運営委員会にて報告する。

(規則の改正)

第8条 本会の会則の変更は運営委員会の議決を得なければならない。

(付則)

第1条 この規則は平成28年6月17日より実施する。